平成２９年（フ）第１５４号
山口県下関市王司神田２丁目５番９号
債務者　福本　功巳
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前11時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊紀
4　破産債権の届出期間　平成30年５月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年７月５日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年７月４日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成３０年（フ）第７７１号
大阪府高槻市奈佐原１丁目１番403―103号
債務者　守永　賢良
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　杉本佐智代
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月28日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８０号
広島市中区東千田町１丁目２―22―101号、住民票上の住所広島市中区東千田町１丁目２番23―101号（申立時の住民票上の住所）新潟市中央区明石１丁目６番15号　Ｂｌｉｓｓ1615　501号
債務者　下嶋　敏樹
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青山　慶子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１４号
兵庫県豊岡市出石町町分251番地
債務者　荒田　芳子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成３０年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市下陰400番地の２　プレステージ101号室
債務者　荒田　光男
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻本　武之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月12日午後４時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
群馬県館林市富士原町1133番地の１　サンステージＣ―201
債務者　鈴木　太一
1　決定年月日時　平成30年３月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井野口通隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年６月５日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３１２６号
大阪府枚方市招提元町２丁目５番30号
債務者　祢宜雄一郎
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森井　祐吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第４９３号
神奈川県茅ヶ崎市共恵１丁目13番28号　ハイムラベンダー103号
債務者　長谷川明雄
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安達　慎司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年５月21日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第３７号
岡山県倉敷市庄新町11番４―５号
債務者　土井　基之
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第４９号
岩手県北上市青柳町２丁目４番２号、旧住所岩手県北上市大堤北２丁目14番12号　藤ハイツＡ202号
債務者　佐藤　雅樹
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１８５５号
さいたま市緑区道祖土１丁目27番20―201号
債務者　勝股　義広
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１１８号
さいたま市緑区大字三室1332番地１
債務者　小林　フク
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１２６号
埼玉県加須市久下２丁目39番地６　エルディムのぞみⅡ―103号
債務者　小野　俊昭
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１４２号
埼玉県志木市柏町６丁目29番65―202号
債務者　三津間陽子（旧姓重村）
1　決定年月日時　平成30年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５５号
埼玉県新座市畑中３丁目５番18号
債務者　柴田　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１５６号
埼玉県桶川市泉２丁目19番50号　１―305、旧住所埼玉県桶川市西２丁目５番４号　藤和シティコープ桶川307号
債務者　小林　清高
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第１８２号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地１街区10棟304号
債務者　上條　憲仁
1　決定年月日時　平成30年３月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係